

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 交際費にならない慰安旅行

**Q** : 当社の業績がやっと、上向いてきました。これまで業績不振だった間、慰安旅行にも行ってないので、今期は少し豪勢にやりたいと思います。交際費にならないようにするにはどうしたらいいですか。

**A** : 次の要件を目安にしてください。

### 【解説】

会社がその役員や使用人のレクリエーションのために、社会通念上、一般的に行われていると認められる慰安旅行の費用を負担した場合、その旅行に参加した役員や使用人が受ける経済的な利益の額は、次のいずれの要件をも満たしているときに限って、原則として課税されず、法人税の上でもその旅行費用は全額損金の額に算入できるとされています。

- ① その旅行に要する期間が4泊5日(目的地における滞在日数によります)以内であること。
- ② その旅行に参加する役員や使用人(以下単に「従業員等」といいます)の数が全従業員等の数(工場や支店等の単位で行う場合には、その工場や支店等の従業員等の数)の半数以上であること。
- ③ その旅行により受ける従業員等の経済的な利益があまりに多額でないこと

なお、要件の③の「経済的な利益があまりに多額でないこと」につき、国税庁では『従業員1人当たり10万円を超えるような慰安旅行については、少額といえるかどうか』という見解を示していますので、この10万円というのがひとつの目安になるでしょう。

